

組合間お互に信頼を以つて統制の實を擧げるべきであるが更らに組合が制度を統一して事務上の統一を計る可きであることに協働會で決定せられた。組合の機構を統一に關してまだ實行して居ない場合は實行を促進せられたし。

一、名稱は出来る限り産業別名稱を用ふ事または工場、會社名を用たる組合名とすること

二、機構は大體、幹事會、執行委員會、専門部會

三、役員名稱は、會長または組合長、副組合長、副會長、主席、執

委員

四、支部機關 總會、幹事會、理事會。 役名、 支部長、幹事

理事。

第三號議案 工場代表者協議會設置に關する件

主 文

産業改良實施のための一手段として、工場代表者を以つて協議會を設けし工場の情勢を直接本部へ反るひしたし。

實情は直接に反るひ機構が少なかつた然しこれは産業人としての使命遂行上幾多の缺點を持つし、産業協力の實を擧げる事は出来ない、各工場の代表者が職場本源の意見を明瞭して

一、職場の情勢 二、職場の紹介 三、技術の研究

等事を専断する事は極めて緊急なる必要事である。

實行方法 新役員に一任

第四號議案 政治對策委員會設置に關する件

主文 愛國的國民的政黨大同團結の實現促進と日常政治要求を對策のため加盟組合委員を以つて政治對策委員會を設置すべし。

理由 我々が愛國的精神を奮調として、國家革新を切望しその目的の達成に進まんとするなれば職場だけの運動で求められるものではない進んで政治的要求を表現しなければならぬ、然し限在の全國的情勢は政黨支持に對して若干の時間を要する立場にある、然し現に政治的立場を動轉する事は、断して許す可きではない、我々はことに